

秋田中央支部県薬理事推薦内規

1. 一般社団法人秋田県薬剤師会（以下、「県薬」という。）会長候補者より、支部長に次期県薬理事者名簿を作成するにあたり、次期県薬理事者要請がある事に対して、その対応について内規を定める。
2. 内規より、県薬定款、定款細則、会長候補者及び監事選挙規則が優先される。
3. 内規によって、次期県薬理事者並びに県薬代議員の自由意志を制限してはならない。
4. 次期理事者要請があった場合は、県薬と協調して事業に当たるため、秋田中央支部の幹事もしくは経験があるか。また、同等の良識と資質を持ち得ているかについて、幹事会の意見を聴き、支部長が推薦する。

秋田中央支部県薬代議員推薦等内規

1. 一般社団法人秋田県薬剤師会（以下、「県薬」という。）代議員は、秋田中央支部の意見を述べる事ができる唯一の会員であることから、当該代議員を選出するに当たり、内規を定める。
2. 内規より、県薬定款、定款細則及び県薬代議員選挙規程が優先される。
3. 内規によって、県薬代議員の自由意志を制限してはならない。
4. 秋田中央支部ブロックごとに1名の県薬代議員の選出を要請する。
5. 秋田中央支部幹事会において、幹事から若干名の県薬代議員の選出を要請する。
6. 正会員から、県薬代議員への立候補があった場合は、これを制限してはならない。
7. 県薬総会ブロック代表質問を検討し、決定する会議は、役員と県薬代議員の理解を深め、相互の意思を確認し、薬剤師の社会的地位の向上と県民の適正な医薬品使用の推進等を図るため、支部長、副支部長、幹事長、秋田中央支部選出県薬代議員によって行う。